

最低賃金の減額の特例許可申請について

～「基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者」(最低賃金法第7条第3号)～

「基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者」(以下「認定職業訓練を受ける者」といいます。)の最低賃金の減額の特例許可申請に当たっては、次のことに御注意ください。

1 減額の特例許可の対象となる「認定職業訓練を受ける者」について

最低賃金の減額の特例許可の対象となる「認定職業訓練を受ける者」とは、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に定める

普通課程の普通職業訓練

短期課程(職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る)の

普通職業訓練

専門課程の高度職業訓練

を受ける者で、職業を転換するために職業訓練を受けるもの以外の者のことです。

2 訓練期間を通じて1日の生産活動に従事する時間は3分の2程度未満ですか？

職業訓練であっても、訓練期間を通じて1日の生産活動に従事する時間(所定労働時間から認定を受けて行われる職業訓練の時間(使用者が一定の利益を受けることとなる業務の遂行の過程内において行う職業訓練の時間を除く。)を除いた時間)が、所定労働時間の3分の2程度以上である訓練年度や訓練期間が2年又は3年であるものの最終年度については原則として許可の対象とはなりません。

3 減額率は、法令に基づく上限の範囲内で、職務内容などを勘案したものとなっていますか？

減額率は、法令に基づく上限(2頁2参照)の範囲内で、職務の内容、職務の成果、労働能力、経験等を総合的に勘案して定めることになります。



厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

減額率・支払おうとする賃金の額の設定の仕方

減額率や、支払おうとする賃金の額は、次の手順によって設定してください。

1 1 日平均の所定労働時間数、1 日平均の職業訓練時間数の算出

1 日平均の所定労働時間数（A）の算出

職業訓練期間中の所定労働日ごとの所定労働時間数が同一である場合には、1 日の所定労働時間数とする。

職業訓練期間中の所定労働日ごとの所定労働時間数が異なる場合には、訓練期間中の総所定労働時間数を算出し、それを職業訓練期間中の所定労働日数で除して算出する。

1 日平均の職業訓練時間数（B）の算出

職業訓練期間中の総職業訓練時間数を算出した後、使用者が一定の利益を受けることとなる業務の遂行の過程内において行う職業訓練の時間数を減じたものを、職業訓練期間中の所定労働日数で除して算出する。

所定労働時間数に、休憩時間数は含みません。

2 減額できる率の上限となる数値の算出

（減額できる率の上限となる数値の算出例）

1 日平均の所定労働時間数が 7 時間、1 日平均の職業訓練時間数が 3 時間とした場合、

$3 \text{ 時間} \div 7 \text{ 時間} \times 100 = 42.857\% \quad 42.85\%$

したがって、減額できる率の上限は、42.85%となります。

小数点以下が生じた場合は、小数点第3位以下は切り捨ててください。

3 減額率の設定

上記2の数値を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを総合的に勘案して、減額率を定めて、「支払おうとする賃金」の「減額率」の欄に記入してください。

少数点以下が生じた場合は、第2位以下を切り捨ててください。

また、総合的に勘案した結果であっても、上記2の数値を上回った減額率を定めることはできません。

上記2の例で、42.8%を上回る数値、たとえば45%とすることはできません。

4 支払おうとする賃金の額の設定

上記3の減額率に対応した金額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください（金額が減額率に対応したものとなっていることを必ず確認してください。）。減額の特例許可を受けようとする最低賃金が複数ある場合は、最も高い最低賃金に対して、支払おうとする賃金の額を定めてください。

（東京都の地域別最低賃金（1013 円）の場合の例）

減額できる率の上限（上記2）は 42.85%でしたが、職務の成果などを勘案して、減額率を 35.0%と定めることとしました（上記3）。

この場合、

・減額する額は、354円となり、

・支払おうとする賃金の額は、 $1013 \text{ 円} - 354 \text{ 円} = 659 \text{ 円}$

となりますので、この額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

$1013 \text{ 円} \times 0.35 = 354.55 \text{ 円}$ ですが、1 円未満の端数の四捨五入や切上げによって 355 円として減額をしてしまうと、減額率は 35%を超えてしまいますので、1 円未満の端数を切捨てにする必要があります。

※ 申請様式等は、厚生労働省HPからダウンロードが可能です。

減額特例 様式

検索

「基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書」の記入要領

「減額の特例許可を受けようとする労働者」

許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を記入してください。

包括申請の場合には、許可を受けようとする労働者の人数を記載し、その氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付してください。

「減額の特例許可を受けようとする訓練期間」

許可の対象となる認定訓練の期間を記入してください。

なお、訓練期間が2年又は3年であるものの最終年度は許可の対象とならないので除外してください。

「訓練生の概数」

訓練団体が認定訓練を実施する場合は、その訓練生の概数を記入してください。

「職業訓練時間数と所定労働時間数」

2ページの1を参考に記入してください

「従事させようとする業務の種類」

減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入してください。

() 内には、個別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に複数の労働者について申請する場合は「包括」と記入してください。

「事業の種類」

日本標準産業分類小分類により記入してください。

「事業場の名称」

法人名又は個人企業名(屋号)に加え、「本社」「○○工場」等の事業場を特定できる名称を記入してください。

「事業場の所在地」

都道府県名から記入してください。

「労働の態様」

始業・終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入してください(「欄が足りない場合は、別紙に記入してください」)。

様式第3号(第4条関係)

事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地	
美容業		株式会社港美容室		東京都港区○○町1-1-1	
減額の特例許可を受けようとする労働者	労働者	花子	女	昭和58年10月1日生まれ	
減額の特例許可を受けようとする訓練期間	令和2年10月1日～令和3年3月31日				
受けさせようとする職業訓練	訓練科	美容科	2年	訓練生の概数	認定年月日
	訓練団体の名称及び主たる事務所の所在地		23人	令和2年3月31日	減額の特例許可を受けようとする最低賃金
職業訓練時間数	1日当たりの職業訓練時間数	3時間0分		金	659円以上
所定労働時間数	1日当たりの所定労働時間数	7時間0分		減額率	350%
従事させようとする業務の種類	美容師の補助業務			理由	職業訓練時間数の割合や職務の成果等を勘案して別紙()のとおり減額率及び金額を定めた。
労働の態様	始業時刻午前9時、終業時刻午後5時 休憩12時から1時間 作業の詳細は別紙()のとおり。				
令和2年9月1日					
東京労働局長		使用者		代表取締役社長 千代田 太郎	

「都道府県労働局長」

事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、所轄の労働基準監督署に2部提出してください。

減額対象労働者が派遣労働者の場合は、派遣元事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に2部提出してください。

「使用者」

法人又は個人企業を代表して申請する権限を有する方が申請してください。また、記名または署名をしてください。

この申請書に関して、権限のない者が、他人の氏名を使用した場合や無断で内容を改変した場合は法違反に問われる場合があります。

「減額の特例許可を必要とする理由等」

減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入してください。

「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」

許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入してください。したがって、地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方の適用があれば、それぞれの件名及び金額を記入してください。

「金額」

2ページの4を参考にして定めた支払おうとする賃金を記入してください。

精皆動手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金を算入しないください。

「減額率」

2ページの3を参考にして定めた減額率を記入してください。

小数点以下が生じた場合には、小数点第2位以下を切捨ててください。

「理由」

法令、許可基準に基づき当該減額率を定めた理由を記入してください(「欄が足りない場合には、別紙に記入してください」)。

3

様式第3号(第4条関係)

基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書()									
事業の種類		事業場の名称				事業場の所在地			
減額の特例許可を受けようとする労働者	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		減額の特例許可を必要とする理由等						
減額の特例許可を受けようとする訓練期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		減額の特例許可を受けようとする最低賃金						
受けさせようとする職業訓練	訓練団体の名称及び主たる事務所の所在地		訓練科	訓練期間	訓練生の概数	認定年月日	件 名		
					人				
職業訓練時間数と所定労働時間数		1日当たりの職業訓練時間数		時間 分		金 額			
1日当たりの所定労働時間数		1日当たりの所定労働時間数		時間 分					
従事させようとする業務の種類						支払おうとする賃金			
労働の態様			減額の特例許可を受けようとする理由等		理 由				
令和 年 月 日		職 氏 名							
労働局長 殿		使用者							

注意

- 1 「表題の()内には、個人別に許可を受けようとする場合は「個人」と、包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること。
- 2 「減額の特例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、当該労働者全ての氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。
- 3 「訓練団体の名称及び主たる事務所の所在地」欄は、職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けて、その構成員である事業主に雇用される者に対して職業訓練を行う団体の場合のみ記入すること。
- 4 「職業訓練時間数と所定労働時間数」欄の「1日当たりの職業訓練時間数」欄には、職業訓練時間のうち、使用者が一定の利益を受けることとなる業務の遂行の過程内において行う職業訓練の時間を除いた1日当たりの平均時間数を記入すること。
- 5 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
- 6 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。
- 7 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
- 8 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること(地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること)。
- 9 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。